

令和 7 年度第 22 回都市経営会議 令和 8 年（2026 年）2 月 4 日（水）開催

※ 補足：当初、令和 8 年（2026 年）2 月 2 日（月）開催の第 21 回都市経営会議で審議予定であったものを、案件多数のため、2 月 2 日（月）・4 日（水）の 2 日間に分けて審議したものです。

1 市道路線の認定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 中筋山本線の認定路線図について、黒塗りの部分が今回の認定予定箇所だと思うが、供用開始時期はいつか。
⇒ 認定しようとする黒塗りの区間は都市計画法の事業認可を取得したところであり、これから事業を行う。これまでは、できたものに対して道路認定を行うことが多かったが、国の補助金の取扱いが変更され、認定要件が追加となったことに伴い、今回の取扱いにするに至った。
- ・ 先ほど、駒の町の 4613 号線に関しては、平成 19 年（2007 年）に締結した阪神競馬場西側歩道拡張整備の管理協定に基づく新規認定との説明があったが、なぜこのタイミングでの認定となったのか。
⇒ 当該道路については、阪神競馬場との協議の際に認定されていないことが判明したため、今回手続を行うものである。認定漏れの経緯としては、協定を締結した平成 19 年（2007 年）に、整備担当の道路建設課（当時）から道路管理課へ引継ぎされるべきところ、所有権が競馬場に残ったまま施設だけが市へ移管されるという特殊な事情もあり、失念されてしまったものと思われる。
- ・ 県道の拡幅という取扱いにはならないのか。
⇒ そのような取扱いにはならないものとする。
・ 元々水路であった部分か。
⇒ 水路に蓋掛けして歩行空間として整備された後、市へ移管された。
- ・ 千種 1 丁目の 4612 号線について、元々半分くらいは道路が出来上がっており、小林に抜ける部分が完成したため、新たに認定を行うものだと思うが、既に出来上がっていた部分は認定されていなかったのか。
⇒ 十数年前に半分程度作っており事実上供用はされていたが、これまでは都市計画道路荒地西山線関連事業の事業主体が直接管理していた。今回、市道 916 号線への接続部までが完成したため、都市計画道路として認定議案を上げることとなった。

2 宝塚市公園等の設置を必要とする開発行為の面積の緩和に関する条例の制定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 提案のあった内容については、かねてから実現してほしいと思っていた。しかし、かつては、開発協力金を拡充する方向性は行き過ぎだと国から話があったとか、開発行為者と市が裁判をした際に市が負ける事例があったとか、そのような時代背景があり実現が難しかったと聞いたことがある。時代が変わり、法律的な運用に変化があったのか参考に教えてほしい。
- ⇒ 当時から法令自体は変わっていない。協力金を徴収するにあたっては、目的をきちんと定めた上で、開発地域周辺に還元できるような建付けを整理しておけば本来可能というのが法の解釈である。しかしながらそこまで読み取ることが難しく、過去には、かなり昔に徴収していた開発協力金を全廃した経緯がある。それらを踏まえ、改めて国や県に確認したところ、絶対に徴収してはならないわけではないとの回答を得た。加えて、他市でも協力金制度を設けて一定の協力金を拠出することを条例で定めている自治体もある。それらの自治体にもヒアリングした上で、今回の改正案を提案するに至った。
- ・ 概要説明資料の４ページ目「協力金の活用」の項目に、「協力金は開発地の属するまちづくり協議会の範囲内で活用する」とあるが、制限を設けない方が、より柔軟な運用になるのではないかと。他市の状況はどうか。
- ⇒ 開発協力金そのものは、開発が行われた地域周辺に還元されるべきものであるため、まちづくり協議会単位の活用とする制度設計となっている緑化基金に積立てることとした。公園基金等を新たに作れば提案いただいた運用でも問題ないと思うが、基金を乱立させるのではなく、今の緑化基金も含めて柔軟に活用できるようにしたい。
- ・ 開発行為に際して義務的に公園を整備するか、協力金を納付して公園を整備しないこととするか、開発行為者はどちらを望んでいるのか。
- ⇒ どちらが得かを行為者が判断されるものと考えている。ただし、市としては、小さな公園を提供いただくよりは少額であっても開発協力金をいただき、それを公園の遊具の修繕や更新に使いたい思いがある。そのため、協力金の額が高額になり協力金が選択されにくくなる事態が生じないように、減価率を 0.5 倍に設定した。なお、減価率を 0.5 倍に設定している自治体では、協力金を選択する開発行為者が多いと聞いている。
- ・ 開発行為者が納めた協力金が、地域のために役立っていることが市民にも伝わる状況が望ましい。
- ⇒ 小さい公園でも地域の役に立つのではというご意見もあるとは思うが、令和 5 年（2023 年）に行った公園に関するアンケート調査では、「小規模な公園を利用しない」と回答した市民の割合が約 7 割となった。また、本市の都市公園条例で規定する、市街化区域内においては住民 1 人当たり 5 ㎡以上の公園面積を確保することという基準

も現状達成しているため、それらを総合的に勘案し、今回の改正案を提案するに至った。

3 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

7 宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 他市も同じタイミングで条例改正するのか。

⇒ 県内の状況として、昨年6月に条例改正を行った市町が2~3自治体あり、近隣の三田市は昨年9月に改正済である。それ以外の市町は概ね3月議会に提案されると伺っている。

・ 災害その他非常の場合において、指定業者の確保が困難となると判断される時は、他の市町村長等の指定を受けた工事業者が、給水装置工事及び排水設備工事を行うことができるようになるがあるが、能登半島地震のように大規模災害が起こった際に、普段馴染のある地域の施工業者ではない工事業者とやり取りする中で、例えば高額請求されるといったトラブルが発生する可能性もゼロではない。基本的には他の自治体との連携の中で、他の市町村長等の指定を受けた工事業者を案内する形になるため問題な

いとは思いますが、水道局の方でも日頃から近隣自治体と連携を図っていただき、市民の方に、きちんとした業者を活用いただけるよう備えていただきたいと思います。

⇒ 阪神・淡路大震災の際には、給水装置の復旧については市内の指定工事業者のほか、県下の水道工事組合などの協力も得ながら対応した。能登半島地震の際にも、市の水道工事業協同組合に協力を依頼し、行政職員とともに被災地へ応援復旧に行く段取りをしていた。市内の水道工事業協同組合とは日々連携している。時間が経って自費で修繕される分と、応急復旧を行う分とは分けて考える必要がある。

8 令和7年(2025年)9月市議会・決算特別委員会・12月市議会における議員からの要望等について(報告)

【報告】 企画経営部

【質疑等】

・ 要望等の取りまとめはそもそも必要か。議会としての要望ではなく、議員個人としての要望であるため、どこまで進捗を管理すべきかという課題がある。

⇒ 各部局でしっかりと進捗管理を行っているのであれば不要かもしれないが、今後のあり方については検討させていただく。

・ 昔は取りまとめを行っていなかったと思う。過去に、要望等の進捗を適切に把握・管理できていなかったことがあり、それ以降、取りまとめを行うようになったものと記憶している。

・ 引き続き取りまとめを行うにしても、この場での報告までは不要かもしれない。

⇒ 検討する。